

## 第2回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録

日 時 平成23年10月27日(木) 13:30~14:45

場 所 I C B A 4 F 会議室

### 資 料

- 【資料1】部会員名簿
- 【資料2】平成23年度第1回企画改善部会議事録
- 【資料3】企画改善部会検討結果 中間報告  
台帳・帳簿登録閲覧システム  
建築士・事務所登録閲覧システム  
通知・報告配信システム  
掲示板システム
- 【資料4】部会・WG開催スケジュール

### 出席者(敬称略、カッコ内は代理出席者)

部会長 兵庫県：橋 正樹  
副部会長 東京都：鈴木 康弘  
茨城県：小沼 紀男  
栃木県：石原 寿彦  
島根県：松田 啓  
日本 ERI(株)：此川 和夫  
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可  
(社)日本建築士会連合会：手島 清乃、佐藤 彩乃  
(社)東京都建築士事務所協会：西野 貴久  
(社)東京建築士会：小川 和久  
国土交通省住宅局建築指導課：篠崎 昌基、相葉 正啓  
事務局 大谷、坂田、鳥居、金谷、久保、小池、川口

### 議 事

#### 1. 部会長・副部会長異動(予定)の報告(資料1)

- ◇日本建築行政会議 O A化推進部会のメンバー交代に伴い、部会長として大阪府 渡邊様に代わり、兵庫県 橋様にご就任いただくことが報告された。
- ◇副部会長の鈴木様においては年明けに異動予定であり、以降の土法システム部会は事務局で進行することが報告された。

#### 2. 前回議事録の確認(資料2)

- ◇前回議事録については説明省略。気づきがあれば事務局に連絡することとする。

#### 3. 総会報告事項について(資料3)

- ◇これまでの各WGの検討結果を中間報告案としてまとめた。
- ◇本部会で内容をご確認いただき、連絡協議会理事会・総会(11月11日予定)にて配布す

る。

### (1) 台帳・帳簿登録閲覧システム

◇原案のとおり確認した。

◇なお、改修要望項目のリスト及び優先順位については、前回基準法システムWGで確認後、重要度、コスト等を勘案して一部事務局で加筆した部分のあることが報告された。

#### 【主な質疑・意見】

- ・項目 No.16 (EXCEL による通知書出力) について、J C B A のシステム運用基金を充当したいとのことであるが、基金が出るまで着手しないということか。(東京都様)  
→そのとおり。No.16 は改修コストが他の項目に比べて大きく、これを最優先に着手して改修予算を使ってしまうと、他の多くの項目が着手できない状態となってしまう。そのため、J C B A のシステム運用基金を充当すべく、現在 J C B A と調整しているところである。(事務局)

### (2) 建築士・事務所登録閲覧システム

◇原案のとおり確認した。

### (3) 通知・報告配信システム

◇原案のとおり確認した。

#### 【主な質疑・意見】

- ・システムの準備ができた後、現場で試行運用の体制を整えるまでにどのくらい時間がかかったのか。(事務局)  
→リモート操作で現場には説明した (ので、さほどの時間はかからなかった)。現場には労力が掛かることであり、どうしてこのような労力をかける必要があるのかということを理解してもらおうほうが大変であったと思う。(日本 E R I 様)  
→さほどの時間はかからなかったが、各社の状況により一概には言えないと思う。(ビューローベリタス様)
- ・今後、通知・報告配信システムを普及させるため、特定行政庁から指定機関に対して積極的に利用を働きかけていただきたいが、いかがか。(事務局)  
→指定機関では、(概要書の) データを入力していないため、通知・報告配信システムを利用するということは業務負担を強いることになり、難しい (茨城県様)。
- ・申請者側からデータを出してもらうため、申プロの利用を促進するという方策についてはいかがか。(事務局)  
→データを提出した場合の割引もあるが、あまり普及していない。データもらった場合、審査側で紙とデータのチェック作業が発生し、それが負担となることも一因として挙げられる。また、申請者の中には図面まで含めてすべてデータ送付したいという方もいるが、審査側としてはそこまでの対応は難しい。  
なお、申請者側の利用している申請書作成ソフトについてヒアリングしたところ、E X C E L が多かった。(日本 E R I 様)  
→データを出してもらった場合、入力手間の省力化は 1 件当たり 10 分程度である。コスト効果もそれに見合う必要がある。(ビューローベリタス様)

- ・通知・報告配信システムは、指定機関での「新規確認物件」を特定行政庁の共用データベースに登録するものである。これを、「過去物件」も登録できる仕組みとはできないか。確認件数の9割を占める指定機関の過去物件は EXCEL データであり、残り1割の当県で確認をおろした物件のみを共用データベースに登録している。データを統合管理する必要から、共用データベースに EXCEL データを投入できないため、逆に共用データベースのデータを EXCEL に投入している状態である。共用データベースをさらに活用するには、過去物件を登録することが必要。(茨城県様)
- 登録するためのフォーマットを公開してはいるが、利用者による変換は困難で、ICBAで個別に受託している。(事務局)

#### (4) 掲示板システム

- ◇原案を確認、既に都道府県に運用マニュアルを送付した旨報告された。
- ◇一部訂正があり、運用マニュアルを再送付することとする。
- ◇今後、運用マニュアルの訂正要請があった場合は、メーリングリスト等を活用して適宜訂正していくこととする。

##### 【主な質疑・意見】

- ・処分を受けた建築士事務所の法人名、開設者名の記載が必要であるとの指摘があった。法人の場合は「建築士事務所名」で判別できるが、個人の場合は開設者がなければ判別できない。そこで、開設者名の記載を掲示事項として追加することは可能か。(東京都様)
- 追加可能。マニュアルのバージョンを変更し、再送付する。
- ※部会終了後、東京都様からの追加要請により、兼務する役員がいる場合、添付ファイルに「役員名、法人名、同法人の事務所登録がある都道府県名」を追加掲載することとした。
- ・建築士事務所登録に係る技術的助言を国交省より発出したが、これに関し、建築士・事務所登録閲覧システムで、登録を抹消された建築士事務所や処分情報のデータも含めて都道府県で情報共有できないか。
- なお、技術的助言は掲示板システムと直接関係するものではない。業務を実施する手段の1つとして掲示板システムもあるという位置づけである。(国土交通省)
- 建築士・事務所登録閲覧システムではそれら情報まで共有できるようにはなっていない。掲示板システムに検索機能を具備するという対応策も考えられるが、掲示板システム改修費の見合いで検討したい。(事務局)

#### 4. 今後のスケジュールについて (資料4)

- 今年度末までの部会及びWG開催日程(案)について確認した。
- 開催に当たっては別途事務局より案内を送付する。

以上